

第3章 人権教育・啓発の推進

本町においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる、
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる、

人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる、こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前

(取り組みの現状)

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育園(所)・幼稚園においては、遊びを中心とした生活を通して他の乳幼児や友達とのかかわり、他人の存在に気付き相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えを育む保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

(課題)

保育園(所)・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

第3章 人権教育・啓発の推進

(施策の方向)

○ 就学前における教育の推進

乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、各々の幼児の家庭・地域環境、生活条件等の状況やその背景を十分に把握し、調和のとれた全人的発達を基礎を築くことができるよう支援します。



(2) 学 校

(取り組みの現状)

学校においては、人権・同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や学校の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型学習を用いる等、学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

（課題）

児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題がみられます。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されています。

（施策の方向）

○ 学校における教育の推進

学校教育においては、国・県・町がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養(自然に水がしみこむように、徐々に深め育むこと)が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、国の「新学習指導要領」や各学校の「教育指導計画書」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育てていきます。

こうした基本的な認識に立ち、福岡県との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

第3章 人権教育・啓発の推進

(3) 地域社会

(取り組みの現状)

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

(課題)

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。従って地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取り組みを促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

(施策の方向)

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

① 同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。

そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

④ 住民に人権意識を高揚させるために、自治会組織内の人権啓発の推進体制づくりに努めます。

(4) 家庭

(取り組みの現状)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生委員・児童委員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

(課題)

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉や育児放棄、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通して学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

(施策の方向)

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通して学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。



第3章 人権教育・啓発の推進

(5) 企業・職場

(取り組みの現状)

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通し、地域社会に深くかかるとともに地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っている訳ですが、本町においては企業も少なくかつ小規模であり、企業の自主性に任せているといった形になっています。

(課題)

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっております。

企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

(施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、啓発に努めます。

また研修の実施に際しては、研修教材、講師の紹介等、積極的にかかわり、更に企業内での人権啓発推進員の設置についても努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるように、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

経済のグローバル化・・・国家間の資本移動の自由化のことをいう。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、町職員・教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等、人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通して人権教育・啓発を重点的にしていくことが不可欠であり、人権の配慮が現れるような実践力を身につけるように努めます。

(1) 町職員

(取り組みの現状)

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

(課題)

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

(施策の方向)

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務について、点検することができる指標づくりに取り組みます。

(2) 教職員・社会教育関係者

(取り組みの現状)

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能・態度を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

第3章 人権教育・啓発の推進

そのため、様々な形での指導者研修会を通して、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

（課題）

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言えないことなどが指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

（施策の方向）

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能・態度を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通して教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通して視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

なお、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実にも努めます。



(3) 保健福祉関係者

(取り組みの現状)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害者等と接する機会が多い人権擁護委員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

(課題)

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

(施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

(4) マスメディア関係者

(取り組みの現状)

マスメディアは住民生活と密接にかかわることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

(課題)

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

(施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めると共に、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。



マスメディア…新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム。